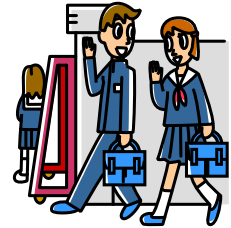


＜城ノ内中学校の1日の生活＞

1 けじめある行動と礼儀正しい態度を身に付けよう。

(1) 登校（**8:10は登校時刻ではなく着席時刻です!**）

- 8:10 荷物はロッカーに入れて、自席に着席し、朝読書を開始する。
出席の確認
- 8:10～8:20 10分間の読書を行う。
- 登校時は制服を着用する。
 - ◇ 登・下校時に**雨天の場合は体操服での登・下校を認める。**
また、寒さが厳しいときの防寒着（コート、ウインドブレーカーなど）の着用を認める。（**登・下校時のみ着用可。**）
 - ◇ 8:10までに、制服に着替え、**着席している。**
 - ◇ 1時間目開始（8:40）以降に、**遅刻をして登校した生徒は、まず職員室へ行き、担任または学年の先生に連絡をしてから、教室へ行く。**



(2) 朝の会

- 担任への提出物があるときは、確実に**朝のうちに提出**する。

(3) 授業

- **基本的に授業中は制服**とする。ただし、諸事情及び教科によっては、体操服の場合もある。
- 開始時刻の2分前には着席する。

(4) 特別教室の利用

- 特別教室はルールやマナーを守って使用する。
 - ◇ 保健室は、**ケガや体調が悪い場合のみ利用**する。
（**先生に連絡してから、「保健室・特別教室利用カード」をもって職員室に行く。**）
- 特別教室（音楽室、体育館等）での授業の場合は、出席ファイルを授業担当の先生に預ける。



(5) 休み時間

- トイレを済ませ、特別教室への移動をし、次の時間の準備をする。
- **他教室へは入室しない。**入室の必要がある場合には、先生に尋ねる。

(6) 給食の時間

A日課	B日課	活動内容
12:30	12:10	給食当番は、白衣とマスクを着用して給食を取りに行く。
12:40	12:20	教室に入室し、配膳を始める。廊下には出ない。
12:45	12:25	「いただきます」をする。
13:10	12:50	教室で全員が揃ってあいさつをする。 歯磨きやゴミ拾いをする。

(7) 黙働清掃活動（月・木曜日）

14:20	13:55	授業終了後に無言で体操服に着替える。	5分
14:25	14:00	全員着席後、黙働清掃を行う。	15分

(8) 帰りの会

A1日課	A2日課	B1日課	B2日課
15:20～	14:40～	14:55～	14:15～

(9) 下校

- 下校前の活動の服装で下校してもよい。
- 下校時刻を守り、交通規則やマナーを守って安全に下校する。
(放課後の活動がない生徒は原則として、帰りの会終了から10分以内に下校すること。
部活動終了時刻は季節により変更する。【部活動の約束参照】)

2 学校生活の約束を守ろう。

(1) 安全面での規律

- 登・下校時は、**必ず安全タスキを着用**する。自転車通学者は、**ヘルメットを必ずかぶり、あごひもを締める。**
- **ベランダには、緊急時以外は出ない。**
- 欠席や遅刻をする場合は、スクリレで学校に連絡をする。(7:40~8:10)
※学校に連絡がないまま欠席している場合には、家庭に確認をします。

(2) 中学生としての規律

- 正しい言葉づかい、正しい服装をする。
- 名札、ネクタイ、リボンを付ける。シャツやブラウスの裾を出さない。
- **他の友だちに迷惑になるようなふるまいや行動をしない。**
- 通知、配付物はその日のうちに保護者に確実に渡す。
- 机やイスなどに落書きをしない。
- 学校の備品を大切に扱う。校内の器物、窓ガラス等を破損した場合には先生に申し出る。
- 校舎の外へ上履きのまま出ない。
- 下校後に外出する場合は、個人情報保護等の理由から私服に着替える。

3 服装・身なり・持ち物をきちんとしよう。

(1) 制服 ※スラックスやスカート等については、入学時に保護者と相談の上、選択可とする。

- **スカートの丈は、ひざ頭が隠れる程度**とする。
- **ベルトは、標準の太さで色は単色の黒か紺か茶色で、装飾のないもの**とする。
- ソックスは白、黒、紺、グレー、茶(ワンポイント、ワンライン入りも可)の単色とする。
◇ 女子の冬服時は、黒色のストッキングも認める。
- **半袖シャツ・ハーフパンツからアンダーウェア・タイツなどが外にはみ出さない。**
※日焼け防止の観点で着用するアンダーウェアは白とする。
- **衣替えのスケジュール**

夏服移行期間	5月1日~5月第2週末
夏服完全実施	5月第3週~5月31日
スーパークールビズ期間 (ジャージ・体操服・ハーフパンツ)	6月1日~スポーツフェスティバル 終了まで
冬服移行期間	10月1日~10月第2週末
冬服完全実施	10月第3週~

- <冬服：4~5月、10月~3月(衣替え移行期間あり)>
 - ◇ 防寒着(コート、ウインドブレーカーなど)は、安全上問題のない長さのものとする。
(色は単色を基調とした黒・紺・グレー・茶系統とする。)
 - ◇ **ベスト・セーター・カーディガンは、裾や袖が制服から出ないようにする。**
(色は単色を基調とした黒・紺・グレー・茶系統とする。)
 - ◇ **式典は、原則としてセーター類は着用しない。**下着等で寒さ対策をする。
- <夏服：6~10月(衣替え移行期間あり)>
 - ◇ ワイシャツ(ノーネクタイ)またはブラウス(ノーリボン)、スカートまたはスラックスとする。
 - ◇ ワイシャツ・ブラウスの下には、シャツからはみ出さない下着等(白、黒、紺、グレー、茶の無地またはワンポイント)もしくは体操服を着用することが望ましい。

(2) 体操服

- 学校指定のジャージ上下（自分の名前を入れる）、半袖、ハーフパンツ
- 体育時、清掃時、技能を伴う教科等の活動で体操服を着用する。ただし、前後の授業によって体操服から制服に着替えなくてもよい場合もある。（サンドイッチの法則）

(3) 頭 髪

生徒は、小学校と中学校の9年間の義務教育の終えた後、進学したり、就職したりして、より広い社会で生活することになります。そのため、中学生にとって、

T（＝時間） P（＝場所） O（＝場合）

をわきまえた髪型や服装等について、あらかじめ学ぶことはとても大切です。

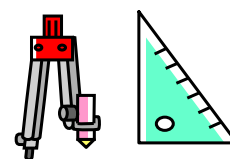
そこで、城ノ内中学校では、頭髪に関して、「**TPOを考へ、奇抜な髪形(左右非対称やぞい込み等)をしない。**」ときまりを定め、卒業後にも高い規範意識をもつことで、身だしなみを整え、場にふさわしい生活を送ることができるようにしていきたいと思ひます。

〈上記の他、日常的に気を付けること〉

- ・前髪は、目にかからない長さにすることが望ましい。（視力の低下を防ぐため）
- ・染色はしない。（事情がある場合には、担任の先生に相談する。）
- ・事故の予防や衛生管理の観点から、体育の運動や理科の実験、給食当番の配膳、清掃活動等、先生から指示がある際には、髪を結ぶ。
- ・髪を結ぶ必要がある場合には、ヘアゴムを持参する。手首にヘアゴムをつけたりせず、ポーチ等にしまう。ヘアゴムの色は、黒・紺・茶とする。
- ・ヘアピンは装着可である。色は、黒、紺、茶系のものとする。けがの危険性がある場面では外す。
- ・リボンや髪飾り等の装飾はしない。
- ・ヘアブラシ、くし、鏡は学校で使用できる。ただし、授業中に使用したり、歩きながら使用したりせず、教室内の安全な場所を選んで使用する。また、混み合う要因となるため、**トイレでは使用しない。**
- ・ヘアマスカラ、ワックス（携帯用スティックタイプも含む）、スプレー、スタイリング剤、ヘアオイル等は不要物とみなすため、学校に持ってこない。

(4) 靴・鞆

- 通学靴は、体育の授業で走れるものとする。靴ひもは購入時に着いているものを使用する。
 - ◇ 脱着の時間や体育の授業での必要性や安全性を考慮すると、**ハイカットの靴は控えること**が望ましい。
- 上履きは、指定の靴とする。（学年色のライン入り）
 - ◇ かかとはつぶさない。
 - ◇ かかとに名前を記入する。
- 鞆は、教室のロッカーに入る大きさのものとする。



(5) 所持品、金銭

- **学校生活に必要なない物を所持したり、持ち込んだりしない。**
 - ◇ 危険物、遊び道具、菓子、その他学校生活に必要なない物品は持ち込まない。
 - ◇ **携帯端末(スマートフォン等)の無断持ち込みや無断使用は、固く禁止する。**
※学校生活に必要なない所持品等については、原則、保護者に直接返却する。
 - ◇ 12月1日～3月末日は、ひざ掛けを授業中に使用してもよい。
- **集金以外の金銭を持ち込まないこと。**

(6) 教科書等の持ち帰り

- 登・下校の安全を優先して、教科書等は置いて帰ってもよい。ただし、宿題になっているものや自主学習で使うものなどは、必要に応じて持ち帰る。
- 部活動の用具は登校後すぐに、部室に置きに行く。**教室には置かない。**

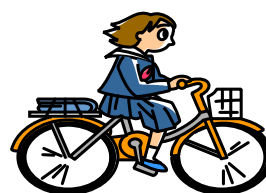
4 自転車通学の決まり

(1) 規定

- **基本的には学校正門から指定・最短の通学道距離で2km以上離れた地域**とする。
(距離検索は NAVITIME を使用し、地点検索をする。Google MAP を補助で使用する。)
- ◇ **許可申請書を提出し、学校から発行されるステッカーを貼る。**
- ◇ 自転車通学区以外の生徒でも、休日の部活動等で登校する場合は、自転車使用を認める。
ただし、**必ず担当教師の許可を得るとともに、ヘルメットを着用する。**
- ◇ 地域の事情や体調等により保護者からの許可願いがあった場合は、申請書を提出してもらい、検討し、妥当と判断できる場合は許可をします。

(2) 形式

- ◇ ハンドルはノーマルハンドル（セミアップとストレートバータイプ）とする。
※ハンドルの改造は絶対にしない。
- ◇ ギアは内装式、外装式を問わない。
- ◇ 荷台を必ず付ける。
- ◇ スタンドは両立スタンドとする。
- ◇ ベル、ライトを付ける。
- ◇ 反射板、鍵を付ける。
- ◇ 自転車の色は特定しない。



(3) 約束

- **安全タスキを必ず着用し・ヘルメットはアゴひもをしめる。**
- **雨天時は雨ガッパを着用する。傘は使用しない。**
- 夕暮れにはライトを早めに点灯する。
- 指定された自転車置き場に整頓して並べて置く。
- 定期的に点検し、常に整備をしておく。
- ルールを守れない場合は、自転車通学許可を取り消す場合がある。
- 自転車を紛失したり、新しい自転車に変えたりする場合は、担任まで連絡して、新たにステッカーを受け取る。
- 荷物が多い場合は、ゴムひもによって荷台にしっかり固定する。

5 学校生活を通して意識すべきこと

- **互いの良さを認め合い、自他を尊重する人権意識をもって生活すること。**
- いじめの定義を理解し、**いじめ発生を防ぐ集団を目指すこと。**
(加害とならないこと・傍観者⇒被害者を助ける行動・被害⇒相談すること)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条第2項】

- 日頃から相談方法を把握し、悩みや不安がある際は、利用すること。
 - ・ シャボテンログ（「話したいボタン」を活用してください。）
 - ・ STANDBY 平日 8:30~17:30
 - ・ 龍ヶ崎市教育センター 0297-64-1115 平日 9:00~16:00
 - ・ 子どもホットライン 029-221-8181 24 時間
 - ・ 24 時間子供 SOS ダイアル 0120-0-78310 24 時間
 - ・ 「いばらき子ども SNS 相談」 毎日 18:00~22:00ラインやチャットでの相談が可能です。
チャットのホームページ「<https://pref-ibaraki.coco-chaport.jp/>」

